

指定地域共同活動団体の指定 に関する審査基準

【関係法令】

- ・ 地方自治法第260条の49
- ・ 地方自治法施行規則第22条の5の2
- ・ 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例
- ・ 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則

令和7年7月

企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課

提出された申請書類により、法及び条例の要件等を満たしているかどうかを審査する。なお、審査に当たっては、別添審査票を使用して行うものとする。

1 指定の対象

指定地域共同活動団体として指定することができる対象としては、次の2点を満たす必要がある。

ア 地域的な共同活動を行う団体であること（法第260条の49第2項）

指定地域共同活動団体の指定対象となる団体は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる。

ここでいう「地域的な共同活動を行う団体」とは、⑦当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、①現にそのような活動を行っている団体を指すものである。

【審査基準】

区分	要件	要件細目	審査基準
ア	地域的な共同活動を行う団体であること (第260条の49第2項)	⑦当該団体の本来の目的が⑦-1 <u>その地域で暮らす人々が自ら助け合い、⑦-2 <u>地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動</u>であること</u>	規約その他これに準ずるもの（以下「規約等」という。）に定める団体の目的に⑦-1「 <u>共助の精神に基づき</u> 」と⑦-2「 <u>特定地域共同活動*1を行う</u> 」という趣旨の文言が定められていること ※1 法第260条の49第2項第1号で規定されている「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの」
		①現にそのような活動を行っている団体	規約等の構成員に地区・学区社会福祉協議会など現に地域的な共同活動を行っている団体が含まれていること

イ 地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であること（法第260条の49第2項）

指定地域共同活動団体制度の趣旨は、地域住民のための生活サービスの持続的な提供の確保のために、住民を主体とした団体の活動を支援するものであることから、指定地域共同活動団体の指定の対象となる団体は、⑦住民を主たる構成員とする団体又は当該団体を主たる構成員とする団体としている。

【審査基準】

区分	要件	要件細目	審査基準
イ	地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であること (法第260条の49第2項)	⑦住民を主たる構成員とする団体又は当該団体を主たる構成員とする団体	規約等の「構成員の資格及び委員」に関する項目において、「構成員は主として活動を行う区域に居住する住民を主たる構成員とする地縁による団体等」である旨が定められていること

2 指定の要件

指定地域共同活動団体の指定に当たっての要件は、地域の実情に応じて市町村の条例で定めることを基本としつつ、ウ～カの4点を満たす必要がある。

ウ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること
(法第260条の49第2項第1号)

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中にあっても、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動を地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行う団体が、指定の対象となるものである。

【審査基準】

区分	要件	審査基準
ウ	<p>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(㊦特定地域共同活動)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること (法第260条の49第2項第1号)</p>	<p>・㊦は、事業計画書に(1)～(16)の特定地域共同活動に関する事業が含まれていることを確認する。 【特定地域共同活動】 条例第3条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域住民の生活支援に資する活動 (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 (3) 地域住民の交流促進に資する活動 (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 (7) 地域の実生活環境の整備又は美化に資する活動 (8) 地域の防災又は減災に資する活動 (9) 地域の防犯に資する活動 (10) 地域の交通安全に資する活動 (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 (12) 地域の魅力の向上に資する活動 (13) 地域課題等の把握に資する活動 (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 (16) その他市長が必要と認める活動

エ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること（法第260条の49第2項第2号）

【条例第3条第2項】

- ①団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること
- ②代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること
- ③予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること
- ④活動の計画及び実施の状況を公表すること
- ⑤前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること

指定地域共同活動団体においては、市町村との関係において、指定の効果として、支援や調整、特例の適用（随意契約・行政財産の貸付け）などの特別な立場が与えられるため、当該団体の適正な運営が確保されていることが必要である。

【審査基準】

区分	要件	審査基準
エ①	④団体の運営に関する主な事項を④団体の構成員の④意思に基づき決定すること (民主的な運営) (条例第3条第2項第1号)	④規約等の「総会の審議事項」に関する項目において、総会で少なくとも次の事項を審議し、議決する旨が定められていること ・事業計画及び予算に関する事項 ・事業報告及び決算に関する事項 ・まちづくりに関する中長期的な計画に関する事項 ⑤規約等の「総会の組織」に関する項目において、団体の構成員（委員等）で組織する旨が記載されていること ⑥規約等の「総会の議決」に関する項目において、多数決等の民主的な意思決定方法が定められていること
エ②	②代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること (民主的な運営) (条例第3条第2項第2号)	②規約等の「役員を選任等」に関する項目において、役員は総会において選任することが定められていること

区分	要件	審査基準
エ③	㊦ <u>予算及び決算に係る資料の公表並びに</u> ㊧ <u>決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること</u> (透明性の高い運営) (条例第3条第2項第3号)	㊦規約等の「事業計画及び予算」、「事業報告及び決算」に関する項目において、予算及び決算に係る資料をホームページなどの方法により公表することが定められていること ㊧規約等の「事業報告及び決算」に関する項目において、監事の監査を受けることが定められていること
エ④	㊨ <u>活動の計画及び実施の状況を公表すること</u> (透明性の高い運営) (条例第3条第2項第4号)	㊨規約等の「事業計画及び予算」、「事業報告及び決算」に関する項目において、事業計画及び事業報告に係る資料をホームページなどの方法により公表することが定められていること
エ⑤	前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの(第5条第1項において「規約等」という。)に定められていること (その他適正な運営) (条例第3条第2項第5号)	—

オ 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約等を定めていること（法第260条の49第2項第3号）

指定地域共同活動団体制度は、随意契約及び行政財産の貸付けの特例を設けている。市町村が、これらの特例の対象となる契約を締結するに当たって、相手方の指定地域共同活動団体が法人格を有しない任意団体である場合には契約の主体となり得ず、いわゆる「権利能力なき社団」として、その代表者との間で契約を行うことが考えられる。

このため、指定地域共同活動団体のうち任意団体であるものが、上記契約の相手方となるに当たっては、団体の定款・規約等において代表者が決定されているなど、組織としての基本的な体制を備えていることが最低限必要であると考えられる。

そこで、一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていることが、指定地域共同活動団体の指定要件の一つとされている。

具体的には、法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の5の2で、次の①～⑧の事項を規定している。

- ① 目的、 ② 名称、 ③ 主としてその活動を行う区域、
 ④ 主たる事務所の所在地、 ⑤ 構成員の資格に関する事項、
 ⑥ 代表者に関する事項、 ⑦ 会議に関する事項、 ⑧ 会計に関する事項

【審査基準】

区分	要件	審査基準
オ①	目的	規約等の団体の「目的」に関する項目において、「特定地域共同活動を行う」という趣旨の文言が定められていること (規約例第2条「目的」)
オ②	名称	規約等の団体の「名称」に関する項目において、団体の正式名称が定められていること (規約例第1条「名称」)
オ③	主としてその活動を行う区域	規約等の「主として活動を行う区域」に関する項目において、団体の主として活動を行う区域が規定されていること (規約例第3条「主として活動を行う区域」)
オ④	主たる事務所の所在地	規約等の「事務所の所在地」に関する項目において、団体の事務所の名称(建物名等)及び住所が規定されていること (規約例第4条「主たる事務所の所在地」)
オ⑤	構成員の資格に関する事項	規約等の「構成員の資格及び委員」に関する項目において、団体の構成員の資格が規定されていること (規約例第6条「構成員の資格及び委員」)
オ⑥	代表者に関する事項	規約等の「代表者」に関する項目において、団体の代表者の選出方法、任期、権限等が規定されていること (規約例第11条「役員を選任等(選出方法)」、第12条「役員の職務(権限)」、第13条「役員任期(任期)」)
オ⑦	会議に関する事項	規約等の「会議」に関する項目において、団体の会議(総会等)の招集方法、議決方法、議決事項等が規定されていること (規約例第16条「総会の審議事項(議決事項)」、第17条「総会の開催(招集方法)」、第20条「総会の議決(議決方法)」)

区分	要件	審査基準
オ⑧	会計に関する事項	規約等の「会計」に関する項目において、団体の事業年度における収支予算・決算等に関する事項が規定されていること (規約例第33条「事業計画及び予算」、第34条「事業報告及び決算」、第37条「会計帳簿の整備及び公開」)

カ 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること（法第260条の49第2項第4号）

【審査基準】

区分	要件	審査基準
カ①	主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 (条例第3条第3項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等の「主として活動を行う区域」に関する項目において、おおむね小学校区での活動が規定されていること ・小学校の統廃合等の歴史的経緯などを踏まえ、現行の小学校区以外の単位で団体を立ち上げる必要がある場合には、規約等の「主として活動を行う区域」に関する項目において、具体的な活動範囲が規定されていれば、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、例外的に認めることとする。 (規約例第3条「主として活動を行う区域」)

<p>カ②</p>	<p>㊦<u>地区・学区社会福祉協議会</u>（<u>地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。</u>）及び<u>連合町内会・自治会</u>（<u>同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等（法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の連合体をいう。</u>）が構成団体となり、かつ、㊧<u>規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （条例第3条第3項第2号）</p>	<p>㊦規約等の別表において、構成員となる構成団体・個人に地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会が構成団体として規定されていること。ただし、連合町内会・自治会が組織されていない地域はこの限りではない。また、地区・学区社会福祉協議会が申請団体となる場合には、申請団体である地区・学区社会福祉協議会は構成団体とはなり得ないため、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、構成団体に地区・学区社会福祉協議会が含まれていないことを、例外的に認めることとする。</p> <p>㊧規約等の別表において、以下の団体のうち、半数以上が構成団体となっていること。なお、当該地域における以下の団体の存否については、当該地域の地区・学区社会福祉協議会の構成員をもって判断するものとする。当該地域において、以下の団体のいずれかの団体が存在しない場合には、以下の団体から当該地域に存在しない団体を除いたもののうち半数以上が構成団体となっていれば、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、例外的に認めることとする。</p> <p>【条例規則第2条で定める団体】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災会 (2) 防犯組合 (3) 体育協会 (4) 民生委員児童委員協議会 (5) 女性会 (6) 老人クラブ (7) 地域活動連絡協議会 (8) 母子寡婦福祉会
-----------	--	---

区分	要件	審査基準
		(9) 子ども会育成協議会 (10) 青少年健全育成連絡協議会 (11) 公衆衛生推進協議会 (12) P T A
カ③	特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (条例第3条第3項第3号)	「役員名簿」において、特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないことを確認する。なお、地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会は各種地域団体が構成員となっていることから、地区・学区社会福祉協議会又は連合町内会・自治会の構成員が役員の半数以上を占める場合には、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、例外的に認めることとする。
カ④	まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること (条例第3条第3項第4号)	所定のまちづくりに関する中長期の計画書が定められていること。
カ⑤	共助の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。 (条例第3条第3項第5号)	所定の誓約書が提出されていること。

区分	要件	審査基準
カ⑥	<p>次に掲げる活動を行わないこと。</p> <p>㊸<u>宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</u></p> <p>㊹<u>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</u></p> <p>㊺<u>特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</u></p> <p>㊻<u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動</u></p> <p>㊼<u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動</u></p> <p>（条例第3条第3項第6号ア～オ）</p>	<p>所定の誓約書が提出されていること。</p>